

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年10月30日

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 本間 健司



## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 工事名称 沖縄職業総合庁舎・沖縄労働総合庁舎・名護公共職業安定所  
防犯灯・防犯カメラ設置工事
- (2) 工事期間 契約締結日から平成30年2月28日（水）まで
- (3) 工事場所 沖縄県那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎  
沖縄県沖縄市1-23-1 沖縄労働総合庁舎  
沖縄県名護市東江4-3-12 名護公共職業安定所
- (4) 工事内容 上記3か所の施設に防犯灯・防犯カメラを設置する。  
詳細については仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争に参加できる者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (2) 平成29・30年度厚生労働省競争参加資格において「電気通信」で「C」「D」のいずれかの等級に格付けされている九州沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあつては、これに加入し滞納がない者
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数50人未満の企業は除く）

- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) ア「次世代育成支援対策推進法」 イ「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 アは 101 人未満 イは 301 人未満の事業主は除く）
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (12) 仕様書の交付及び説明を受け、入札参加申し込みを行ったものであること。

### 3. 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先等  
那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 4 階  
沖縄労働局総務部総務課会計第二係 小渡 電話 098-868-4003
- (2) 入札説明書の交付期間  
平成 29 年 10 月 30 日（月）から平成 29 年 11 月 14 日（火）9:00 ～ 17:00  
随時（※土日、12:00～13:00 を除く）
- (3) 競争参加資格確認関係書類の提出期限及び場所  
入札を希望する者は、仕様書の交付を受け、平成 29 年 11 月 14 日（火）17:00 までに入札参加申込みを終了すること。また、下記 4 により紙入札を希望する者は、「入札参加申込書」を上記(1)に提出すること。
- (4) 入札の日時及び場所  
平成 29 年 11 月 15 日（水）12:00 まで 上記(1)の場所
- (5) 開札の日時及び場所  
平成 29 年 11 月 15 日（水）14:00  
那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 4 階

### 4. 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

### 5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者と

なるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、また、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とすることがある。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 積算内訳書の作成の要否 要
- (7) 詳細は入札説明書による。

以上公告する。